令和8年11月号
発行　龍江駐在所　平澤　巧充

パトロール龍江

犯罪被害者月間

期間　令和8年11月1日（日）から令和8年12月1日（火）

～知ってほしい、犯罪被害者のこと～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

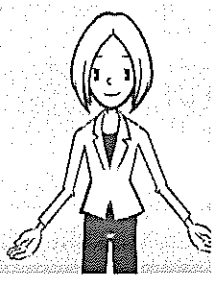
ご存じですか？

犯罪による被害は、心や身体が傷つけられるだけではありません。
犯罪の被害にあわれた方、その家族、ご遺族は、被害を受けた後も様々な困りごとに直面し、苦しめられています。
被害の軽減や回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。
県民の皆様一人ひとりが犯罪の被害にあわれた方々の置かれた状況を理解し、その立場に立って考え、再び平穏な生活を営むことができるよう支援の手を差し伸べることが求められています。

被害にあわれた方々への接し方

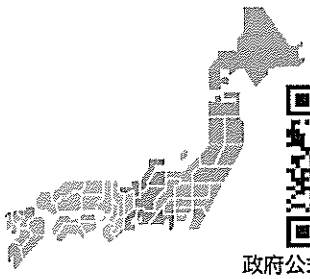
もし身近に被害にあわれた方がいたら、寄り添い、ともに歩む気持ちで言葉をかけて下さい。
特別な対応ではなく、人として自然な心遣いをする気持ちで接して下さい。
人の気持ちの温かさを感じられることが、犯罪の被害にあわれた方々の回復の一歩に繋がります。
犯罪の被害は、いつ誰の身に降りかかるか分かりません。
自分が、家族が、大切な人が被害にあうかもしれません。
「私には関係ない」そう思わずに、この機会に被害にあわれた方々の置かれた状況を考えてみませんか。

犯罪被害者等への
接し方



専門家による解説動画

お住まいの地域の支援を検索できます



政府公式ポータルサイト
ギュっとCHはこちらから